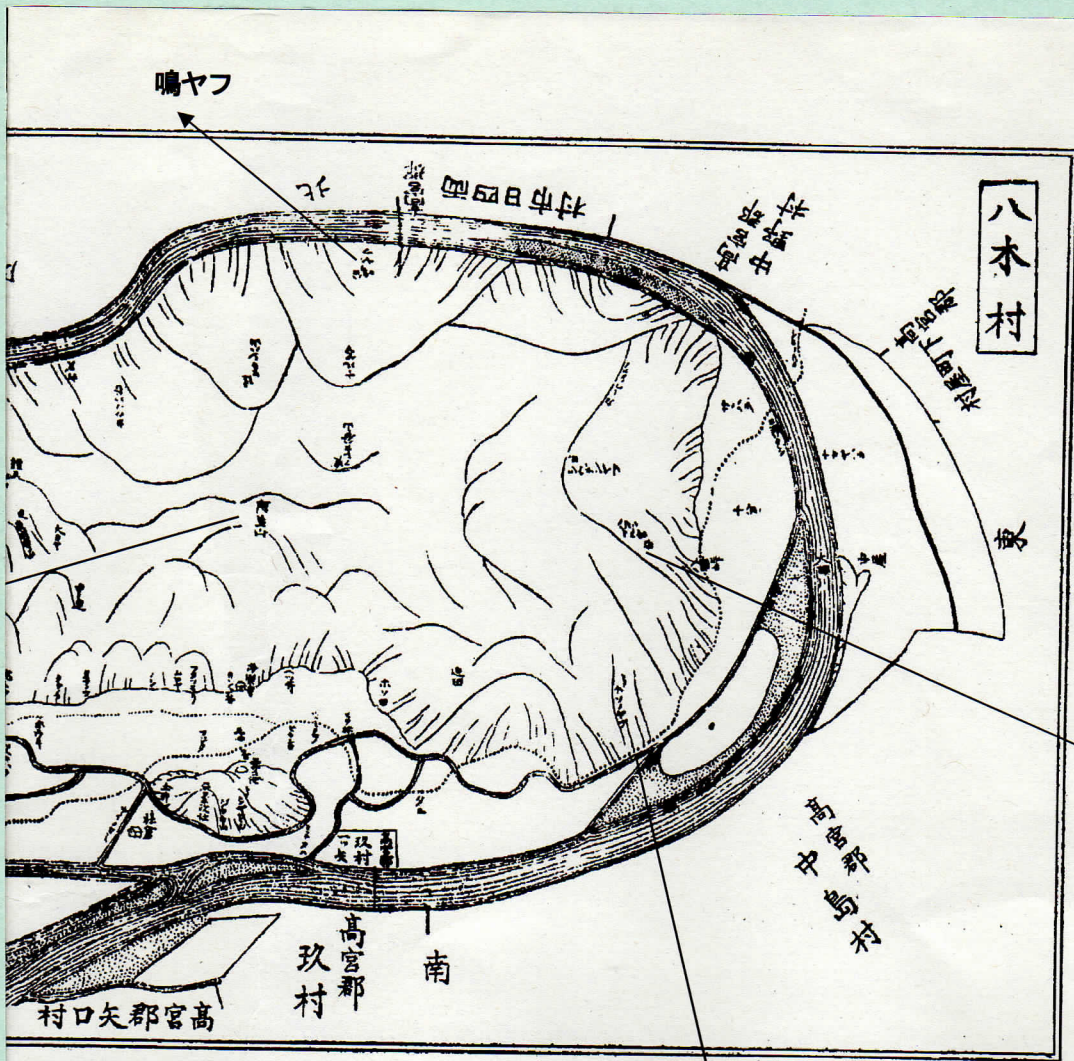


① 県立文書館所蔵・安佐郡村役場文書「八木村旧記諸控帖」参考資料(令和4・9・10) 1
 八木村
 ハマンフル宮



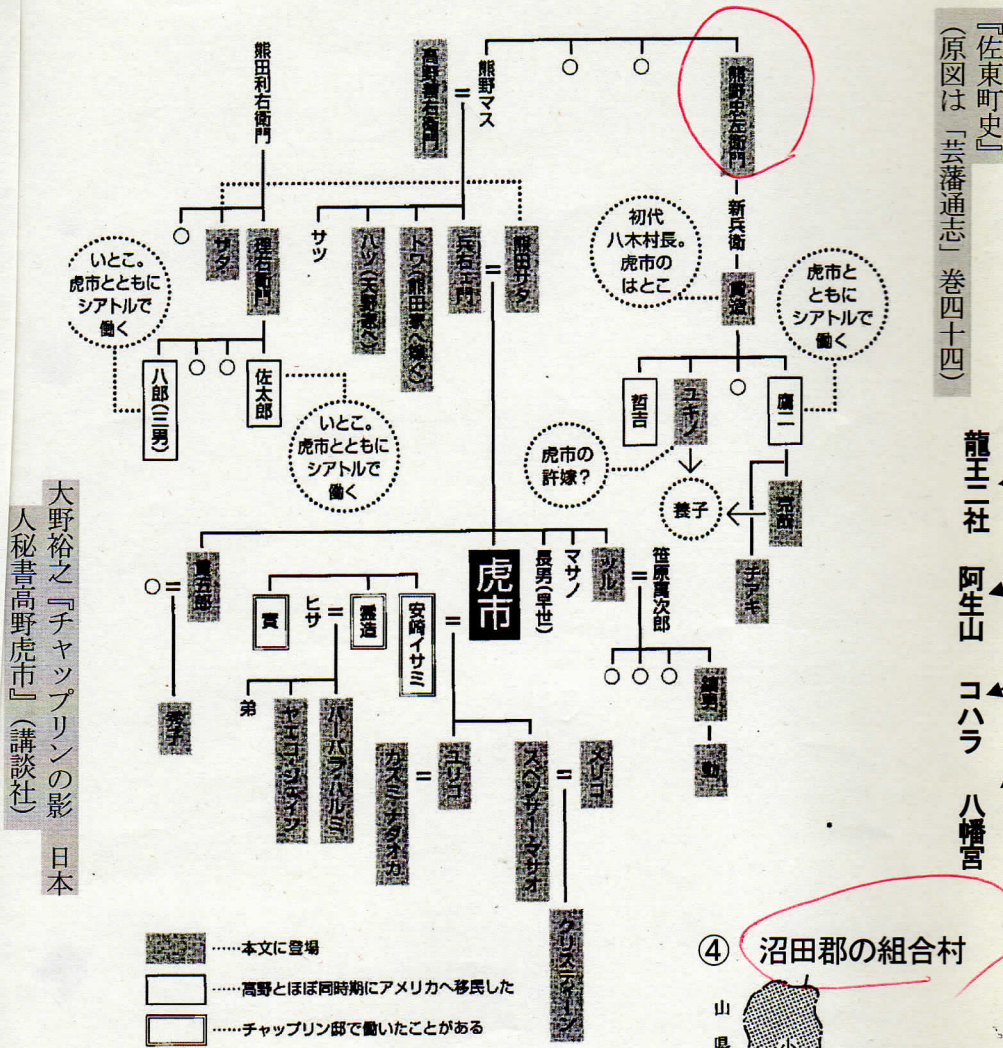
木村の庄屋・組頭

ホソノヤフ

在職期間	庄屋	与頭
元禄5~宝永3年	お茶屋弥九郎 (桑原)	細田文左衛門 田尾源三郎
宝永4~享保元年	同上 (同上)	関城文左衛門 (同上)
享保2~宝暦元年	田尾源三郎	細田七郎左衛門 御堂吉兵衛
宝暦2~天明2年	お茶屋弥九郎 (桑原)	代野幸右衛門 関城忠三郎
天明3~寛政元年	蔵本屋作兵衛 (蔵本)	熊野新兵衛 細田武三郎
寛政2~享和3年	蔵本屋東平 (同上)	関城忠三郎 代野九右衛門
文化元~8年	森弥七郎 [温井村庄屋]	熊野新兵衛 西見屋専蔵
文化9~文政元年	多一郎 [屋号不詳]	(同上) 尾土居喜平次
文政2~天保元年	蔵本屋東平 (蔵本)	(同上) <u>細田武三郎</u>
天保2~4年	森正文左衛門 [中調子村割庄屋格]	<u>熊野忠左衛門</u> (同上)
天保5~9年	永田甚右衛門 [東原村割庄屋]	(同上) (同上)
天保10~弘化元年	桑原弥九郎	(同上) 関本平左衛門 (同上)
弘化2~嘉永元年	(同上)	<u>三宅六兵衛</u> (同上) (同上)
嘉永2~文久元年	熊野忠左衛門	(同上) (同上)
文久2~明治3年	佐々木正三郎 [筒瀬村割庄屋] 熊野忠左衛門 熊野新兵衛	三宅九左衛門 (同上) 守矢弥五郎 (同上) (同上) (同上) 熊谷九助

『佐東町史』

③ 高野家家系図

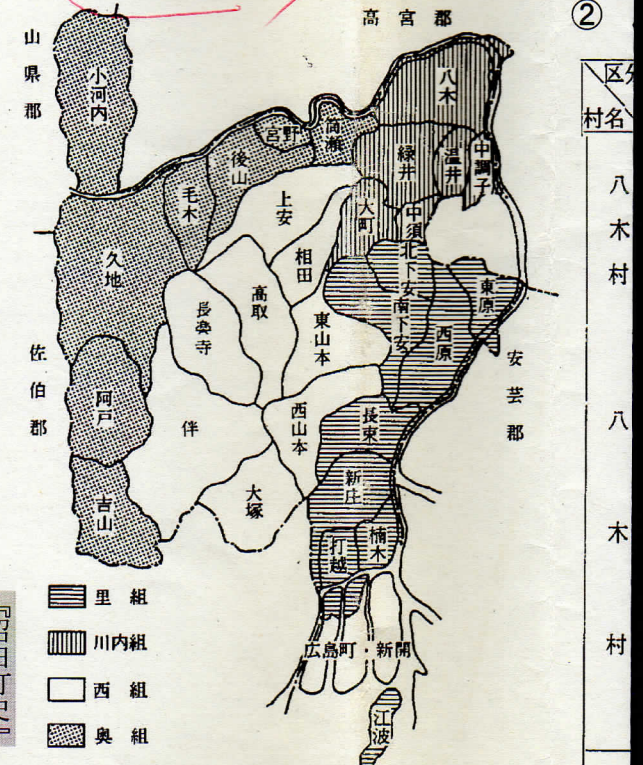


大野裕之『チャップリンの影 日本
人秘書高野虎市』(講談社)

『佐東町史』
(原図は「芸藩通志」巻四十四)



④ 沼田郡の組合村



第3-6図 沼田郡下の組合村

⑤ 熊野忠左衛門(くまの・ちゅうざえもん) 一七九一—一八七三
 名は由至、通称忠左衛門。文政九年父儀兵衛の後を継いで庄屋と
 なる。のち、割庄屋格に昇り在勤三八年におよんだ。
 在勤中私費を投じて坂道を改修し、旅人の難をやわらげるなどの
 篤行があった。(その坂道は、当時八木村細野の山中を通っていた
 雲石街道と推測される)。
 嘉永三年(一八五〇)の洪水で田畑二〇ヘクタールが流失して大
 被害を蒙ったさい、村民の反対を押し切って堤防の大改修を行い、
 そのごの洪水では難を免れることができ、六ヘクタール余の墾田を
 得るに至った。
 没後二年の明治八年五月、村民相寄って、忠左衛門の記念碑を建
 て、その徳を長く讃えた。記念碑は太田川橋の近く、細野部落の旧
 国道筋に在る。

『佐東町史』

⑥

618 涸

〔都聊切〕 〔音〕ヒョウ
チヨウ(テウ) 〔音〕ヒョウ

〔音〕ヒョウ 〔音〕ヒョウ
〔音〕ヒョウ 〔音〕ヒョウ

⑦

11690 涸

〔居求切〕 〔音〕ヒョウ
キョウキウ(ウ) 〔音〕ヒョウ

〔音〕ヒョウ 〔音〕ヒョウ
〔音〕ヒョウ 〔音〕ヒョウ

⑧

6831 稠

〔直由切〕 〔音〕チウ
チウ(テウ) 〔音〕チウ

〔音〕チウ 〔音〕チウ
〔音〕チウ 〔音〕チウ

⑨

2496 幽

〔於礼切〕 〔音〕ユウ
ユウ(ウ) 〔音〕ユウ

〔音〕ユウ 〔音〕ユウ
〔音〕ユウ 〔音〕ユウ

⑪

かんろう : オウ「感応」名 (かんろうの連声) ①
仏語。①仏が人に応じたはたらきかけ(応)と、人がそれを感ぜしめる心のはたらき(感)。*法華玄義一六上「果智寂照有感必彰。故明「感応」也。即為六。一釈「感応」名。②(転じて)「信心が神仏に通じること。感通。*今昔九・四六「孝養の志の実なるを知て、

⑫

みくじ「御籤」神關「名」(み)は接頭語)神仏に祈願して、事の吉凶を占うくじ。吉凶を記した多くのくじを入れた箱または筒を振り動かして、その一本を抜き取るもの。おみくじ。*桐尾明恵上人伝記「上

⑬

がんぼどき「願解」名 神仏にかけた願がかんた後に、礼参りをして、願がけを解くこと。かえりもうし。願もどし。還願(かんがん)。報賽(ほうさい)。*俳諧「雀子集」二「いせさくららの花の紐をや願

⑭

さんえ「三衣」名 (えは「衣」の具音。連声(れんじょう)で「さんえ」とも) ①僧の着る大衣(だいえ)、七条、五条の三種の袈裟(けさ)のこと。大衣は街や王宮に赴く時に、七条は聴講、布薩などの時に、五条は就寝、作務などの時に着る。↓三衣一鉢。*書紀、

⑮

さんえは「三衣匣」名 三衣を入れる箱。袈裟箱(けさはこ)。大形の平たい箱で、かぶせ蓋の形をしたもの。ときに手箱風の小形の深い箱のものもある。後世には居箱(すえはこ)と混同することが多い。さんえのはこ。*今鏡一五・御笠の松「僧正にげ給へるあ

⑯

こり「梱行李」名 ①荷物をなわなどでくくること。また、くくったもの。包装した荷物。*日本国

⑲

湯立 ヨダテ

「ゆたち」ともいう。神前に大釜をすえ湯をわかし、巫女、神職、修験者などが手に笹を持ち、それを釜の熱湯にひたし、自身や周囲の人々に振りかける儀礼。現在では振りかけられる湯は清め敵いの機能を持つと考えられ、また神楽と結びついた湯立神楽は各地にみられる。古くは湯立のことを問湯とも呼び、卜占の一種とされていた。神前で湯気を立ちこめさせることは、巫女などを神がかりの状態にさせ、託宣をうかがうためのものであった。古代の盟神探湯も神意を問うためのものであり、のち、これを湯起請といった。中世ではこれが見物の対象となっていたことが、「康富記」宝徳三年(一四五二)九月二十九日の粟田口神明の湯立の記事からうかがうことができる。 西垣晴次

『日本史大事典』(平凡社)

往来旅人病氣等の節の送方に関する拙書(天明六年)

坪野・竹内家「病人送り状一件被仰出写シ」

一廻国之僧俗技参宮人類、都而旅人往還筋ハ勿論、其外部村通り懸り相煩候ハ、村役人共見届先ッ醫師ニ見せ療養ヲ加ヘ可遣候、扱何国何方之者と申儀并名・年齢・病氣之様子等委細相尋往来手形等見合可申、若往来手形無之候ハ、尙更相しらヘ可申候、尤住所江婦り度候得共路銀等無之ニ付、送届候様ニ相願候ハ、何国何郡何村何町何某所迄送り届ケ候様ニと申候口上書仕せ、其訳委細送り状ニ書調、但、病人無筆ニ而口上書得調不申候ハ、得斗相しらヘ口上ニ而申出候趣問違無之様ニ書調送り出し可申候事一送り状江書落シ候而ハ不相済文言左之通

⑱ 八木村～上小原村

カメカボラ

上小原



『広島県の地名 (日本歴史地名大系 35)』特別付録 広島県全図 (平凡社)

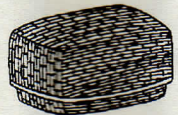
龍神・龍王 龍神は水中に住み、水を司る神。農と結合すると雨乞い祈願の神となり、漁に信仰されると海の安全の神となる。龍王は龍族の王で、仏体守護にあたるという。

「広島城下絵図 其七 慈仙寺鼻ヨリ天神町筋水主町小瀬新開迄」(藩政時代広島城明細絵図 附属城坊居館武家屋敷図)

⑩ 「シテ」の合字

⑥⑨ 『角川大辞源』

⑰



行 幸 心 三 才 四 分

考 略 寄 語 時 録 目 一 箇 介 利 (コリ) 伊 呂 波 紗 類 葉 上 虫 籠 (コ) つる 四 条 の 角 の 河 原 町 惟 然 高 瀬 を あ ぐ る 表 一 箇 虫 籠 (コ) 人 情 本 春 色 江 戸 紫 三 一 八 回 昨 日 佐 羽 (さば) から 来 た 箱 (コリ) を 解 いた か ② 「こうり (行李) ④」に 同 じ。・日 葡 辞 書 「Contin

⑩⑰ 『日本国語大辞典』(小学館)

当所支配之役方江申出差図之上送り出し候と申事

病人名・年齢、病人住所之国所、往来手形有無

所持之品

何国何郡何某所迄送り届ケ候様ニと申事

右送り状之要文ニ而書落候而者不相済ケ条ニ候間、厚心を

付書調送り出し、其趣注進可申出候、則別紙送り状案文遣

候間、送り状相調候節得斗見合念入書調可申、尤外より送

り来り候節茂送り状ニ引付見合可申候

(中略)

〔未書〕
「送り出し候村々送り状案文」

覚

何国何郡何町

何某

何十何歳

所持之品

一何々

一何々

一往来手形

往来手形無之候ハ、
其訳書記し候事

右旅人当所ニ而病氣ニ付役人共申談療用相加へ申候得共、快

無之歩行難相成、何国何郡何町何某所迄送り届具候様ニ被相

頼候ニ付、当所支配之役方へ申出差図之上当所を送り出し候

間、御受取尙御心被添順々御送り届ケ可被成与存候 以上

何ノ何月何日 何国何郡何村

役人名印

所々御役人中

『広島県史』近世資料編Ⅲ

21 盲人居扶持札 (もうじんすえぶちふだ)

盲人居扶持札(紙製・支給月・支給量が記入、検校印・郡座元の押印あり)は、検校(屋敷は広島土手町)が盲人の定員分(座頭分と盲女分の札を毎月一回発行し、各郡の座元(高田郡は吉田町)の頭取に送り、盲人は座元に出向いてこれを受け取り、庄屋に提出して居扶持米(座頭一日五合、盲女一日三合)を受けた。庄屋は盲人から受け取った札一か年分を、割庄屋を経て郡役所へ提出した。なお、盲人の居扶持米の負担は郡割(広島・尾道・三原・三次分を含む)であった。盲人の定員(郡毎に定員はあったが、融通は許されていた)は検校が掌握し、欠員がなければ、例え盲人であっても居扶持米は受けられなかった。なお、定員に増減が生じた場合には、その度に検校より書付をもって、年番代官へ申し出た。ちなみに、文化四年(一八〇七)頃の広島町の盲人は一〇八人(内女三人)、居扶持米は二二七石五斗であった。(広農・理勢志)

金岡照『広島藩における近世用語の概説』(六訂版)

22 革田の仕事

仕事 かわた身分の人々の仕事はどのようなものだったのだろうか。明治四年(一八七二)の伺(近代現代資料編(上) 編年資料四号)から解放令直前の実態をみると、直接生業にかかわるものとして①正月の万歳をはじめとした年中行事における勤め、②繁忙期以外における「無心勸進」、③この時持参するための藁細工などの加工品製作、④悪党・盗賊の取締り、⑤葬送時における非人(野非人)の「悪ねだり」を取り締まるための立ち会い、⑥行き倒れ者の取締り、⑦皮革業、⑧農業の八か条があげられている。なかでも中心となるのが④の悪党・盗賊の取締りであり、特にかかわった身分の「御用向」と位置づけられ、それ以外の仕事は生活を営むため「御用」に差し支えない範囲で行うことがらとされていた。

23 革田の芸能

座頭 さとう

25

①座の頭人の意で、中世の商業や手工業の座、村落で結成された宮座、芸能の座などの長をいう。これらの座頭は、座に加わった年数や年齢によって座役を務め、その回数が功勞となつて座頭となるのが普通である。②室町時代に盲人の琵琶法師明石寛一によって形成されたと伝える当道座は、雨夜尊(仁明天皇の皇子人康親王)を始祖とするという琵琶法師の座であった。座頭はこの当道座に設けられた四官(検校、*別当、*勾当、座頭)の最下位。剃髪した法体の盲人で、その名の上に「城」、あるいは下に「一」の字を多く使用し、琵琶を伴奏として「平家物語」や「曾我物語」を語り、ときには早歌や小歌をうたった。こうして平曲が広く貴賤に愛好された室町時代に、都や地方において公家や武家や社寺の酒席や祭礼の場にはべつて、あるいは平曲を語り、あるいは遊吟したりした。また、ときには「勸進平家」と称して、多くの聴衆を連日あつめて社寺造営などのために勸進興行を行うなど、中世芸能史上に大きな足跡を残した。一五世紀中ごろ、京都だけで数百人の座頭がいたという記録もあつて、彼らの活躍がしのばれる。しかし、中世末から近世に入つて平曲の人氣がすたれてくると、琵琶のほかには箏や三味線や胡弓を弾いて浄瑠璃などを語る者が多くなり、さらには音曲をはなれて按摩・鍼に携わる人も現れて、やがてはこれらを渡世とする法体の盲人が、座頭の大多数を占めるようになった。江戸時代になって、伊豆円一という人が徳川家康の許可を得て「当道式目」を定め、幕府の承認のもと、琵琶法師の保護と統制が強化された。当道座で定めた検校以下の四官は売買の対象となり、芸能や治療を渡世とする彼らのなかに買官による昇進組織がつくられた。座頭になると、紫の菊綴の長絹に白袴をはき、

芸 能 藩から強制されていた「御用向」としての治安維持の仕事について重要だったのは、村の年中行事に

おける役割である。明治四年の何でいえば①②③にあたる。「五節句八節句勤」と表現されているが、村の一年の節々に行事を執行し、歌や踊りをともなった。広い意味の「芸能」といえるが、この時代の芸能は多かれ少なかれ宗教性を帯びており、神仏にかかわるものとしての性格が強い。町域に残る年中行事の記録から主要なものをみてみると(近世資料編(上) 慶応六号〜二七号、近世資料編(下) 文化二二号・二六号、近代現代資料編(下) 地誌沿革史資料八号など)、まず正月の万歳がある。これは「門開」とも言い、新しい年のはじめの大切な行事であった。万歳は、舞鶴の紋をつけた素襖・帆掛烏帽子姿の舞手二〜三名と、上下姿の付添二〜三名で一組となり、元旦未明から家々を廻った。舞手は短刀を差し、手に扇を持ち、付添は家々からもち餅や米などを入れるための籠を担いだ。最初の数軒についてはかなり厳密に廻る順が決まっており、最初に氏神へ行き、その後旧家と目された家を数軒廻り、次いで家並み順に門を開いた。先にふれたように旦那場は平均三百数十軒程度なので、一軒ずつ廻るにはかなりの時間を要し、正月三日日いっぱいかかって万歳を終えている。五穀成就をはじめとしためでたい歌を歌いながら舞い、主人は礼服でこれを迎えた。祝儀は家によって異なったが、餅や米であり、米の場合一軒一〜二升程度であった。なお、この万歳は「役」として勤めるもので、個人として村役人へ年礼に行く場合は正月四日に行っている(近代現代資料編(下) 地誌沿革史資料八号)。正月の行事としてはもう一つ、「二番勤め」ともいわれた鳥追いが

ある。鳥追いは、もともとは一年間に田畑に来る鳥をあらかじめ追ひ払い、豊作を祈る行事であったが、町域では鳥との直接の関係は薄く、豊

ら田三反余および畑・宅地・墓所の無償提供をうけている事例がみられる。ただし無償とはいっても、高請地であるため年貢米の上納は必要であった。かわた役も廃止された解放令以降もこの慣行は続き、村に対する小作料は無料で地租のみ納付していたが、明治三十五年(一九〇二)になって表Ⅲ-4のとおり村有地は子孫に売却されている。この例は提供をうけた土地の規模が比較的大きな事例かと思われるが、耕作面積の多少はあるにせよ、自己所有地でないため検地帳・名寄帳などの土地台帳にはあらわれない耕作地も、かなりの程度存在したのである。

②4 草田の農業

農業 以上がかわた身分の、身分固有の仕事

であるが、農村部であるので当然農業にも従事していた。高を受けている場合は「本百姓かわた」と呼ばれたことは前述したが(宝暦七年「山県郡新庄村水帳」大朝町役場所蔵文書)、自己所有の土地ではなく、近隣の百姓から借り受たり、村辻から提供されたりして耕作する場合もあった。町域の、ある村の場合、村辻か

築、葬礼、法要など吉凶一七種の場合に運上金を取り立て、幕府から冥加金が与えられた。こうして幕府の保護のもと、当道の四官になると社会的地位も高く、財力も豊かとなり、さらに座頭金と呼ばれた高利貸の営業権が認められ、その貸付金は官金と称して他の債務に対して取立ての優先権が保障された。座頭金は高利と過酷な取立てで民衆を苦しめる場合も多かった。この座頭の持つ諸権利は、一八七一年(明治四)に廃止された。

中山太郎『日本盲人史』昭和書房、一九三四年、(復刻)八木書店、一九七六年。加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、一九七四年。

『日本史大事典』(平凡社)

26

なっしよ【納所】名 ①(一する)年貢などを納める所。また、年貢などを納めること。それをつかさどる役人もいう。*京都大学所蔵東大寺文書「天喜三

27

ここう【糊口・糊口】名 (「糊」は粥(かゆ)の意)粥をすすること。転じて、暮らしを立てること。くちすぎ。生計。くらし。↓口を糊(のり)す。*家伝「下

ここうを凌(しの)ぐ 貧しく暮らす。やっと暮らしを立てて行く。*近世紀聞「染崎延房九・三」或

28

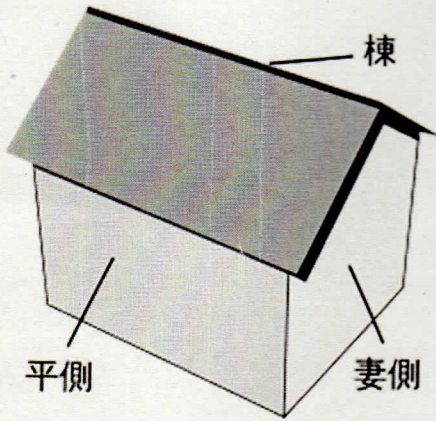
けみよう：ミヤウ【仮名】名 (「け」「みよう」はそれぞれ「仮」名「の」真音) ①武士が実名のはかにつけた呼び名。通称。俗名。俗称。家名(けみよう)。*平家一一。嗣信最後「海上はるかにへだたつて、其仮名(ケミヤウ 高良本ルビ)実名分明ならず」*幸若・烏帽子折「けみやうは源九郎、実名は義経と申すなり」*羽前島倉文書「(年未詳)二月二三日・上杉謙信仮名書出(日本の古文書四二七)「仮名依望吉三与出候」②名前のわからない人に付けた仮の名。*靈異記「上・二七」邪見の仮名の沙彌、塔の木を斫(さ)きて、悪報を得る縁」③本名を隠して、仮に付けた名。かめい。*即興詩人「森鷗外訳「苦言」仮名(ケミヤウ)をさへ用のぬれば、かかる夢の如きよしなしごととの久しく人の記憶に残らん憂はあらじ」④仮の名称。いつわりの名前。*吾妻鏡「建久元年八月三日「河内

29

つじ【辻】名 ①道路が十文字に交差している所。よつじ。十字路。交差点。つむじ。*十巻本和名抄「三」十字 吳均行路難云縦横十字成阡陌今案十字者東西南北相分之道其中央似十字也 俗用辻字本文未詳」*宇津保「俊蔭」三条京極のつじに立ち給へ

31

つま【端・棧】名 ①(端)①もののはじの部分。へり。*源氏「葵」よしあるあふぎのつまを折りて」*狭衣物語「四」御几帳より琴のつまばかりさし出で」*延慶本平家「一本・後三条関白殿滅給事「帝余りに当山を執し思食て御詞のつまにも我山とそ仰有ける」*狂歌・徳和歌後万載集「一〇」白扇をさかさにかけし山はいまつまこがしたる煙たつなり」*随筆・安斎隨筆「一四」物の形のつき極りたる所をつまと云ふ、則ち端の事なり」②(妻)④建物などの正面を平(ひら)というのに対して、側面をいう語。建物ならば棟と直角の側面。*正倉院文書「天平宝字六年七月七日・造石山院所返抄案(大日本古文書一五)「柱十四根、土居長押一枝、都麻(ツマ)料一枝」*今昔「一九・四〇」忠明も刀を抜て御堂の方様に逃るに、御堂の東の妻に、京童部教立て向ければ」⑤建物の末端のところ。軒端。*能因本枕「六七・草は「屋のつま、さし



妻側 - Wikipedia

32 だいそく【大束】名 (「たいそく」とも) 薪(たきぎ)やわらなどのたばの大きいこと。また、その物。大た

35

ところはない各地 申し分、異存はない
【全訳】彼此無しの意、結構、文句なし要知
村岡浅夫編『広島県方言辞典』

り」*台記「保延二年一月一日遣使部等、毎辻分三居二人、不令通雜人犬馬也」②路上。みちばた。ちまた。多く、「辻講釈」「辻占」などと、熟して用いられる。*枕「三九」節は五月にしく月はなし「つちありくわらはべなどの程々につけて」③裁縫で、縫目の十文字になる所。④物の合計。または、物事の結果。*地方凡例録「一」辻と云字義、会也、物の集りたる形、高にかぎらず、米つじ金つじなどと書、総て道路の四つちなどの、道の出会集る意也」

30

かつて「言・書」【副】①下に打消の語を伴って強い否定を表わす。②ある事実が、ほんの少しも実現しないという、否定を表わす。全然。少しも。かつても。*書紀「皇極三年三月(圖書寮本訓)「明(くる)つ」

(中略)

「へず」③ある事実が、今まで一度として存在したことがない、という経験に基づく否定を表わす。今まで一度も。まだ全然。かつても。*万葉「四・六七

(中略)

で、先生はみながら馬鹿にされてゐた」②ある事実が、過去のある時点に存在したことがある、という回想的な肯定を表わす。以前。昔。ある時。*大慈恩

(中略)

某かつていへらく」③まだ起こらない事について、それは実現しないだろう、また、実現させるべきではない、という否定を表わす。どんな事態になっても。ちよつとでも。*太平記「一六・多々良浜合戦事」御自害の事、曾(カツ)て有べからず」*浄瑠璃・出世景清「四」君がため名のため何ぞかつてうたれん」【補注】平安時代は漢文訓読系統の語であつたらしく、和文系には現われることがまれである。近世以降は「かつて」と促音に発音されることもある。【語源】(1)

ば。*日葡辞書「Daiocci(ダイソク)」*浮世草子・日本永代蔵「六・四」大釜の下より大束(たいソク)の葎(よし)もへしさりしに、あまた人庭に有ながら、是をさしくべる人もなくて」*浮世草子・万の文反古「二」関東の釣鍋(つりなべ)に大束(ダイソク)くべて二時ばかり焼(たけ)ども」【因】①松などの割木を束ねたもの。薪の束。石見723 長崎県平戸920 ②松などの太い割木。まき。島根県那賀郡044 広島県安佐郡伴748 愛媛県周桑郡81 長崎県北松浦郡中野919

33

ほうしゃ【報謝】「名」①恩に報い、徳に感謝すること。物などを贈って報いること。*玉葉「承安元年七月二〇日「其恩徳惣難報謝者也」*古今著聞集「二・三六」件の恩を知りてよろしく報謝すべし」*史記「信陵君伝」朱亥笑曰、臣乃市井鼓刀屠者而公子親數存之、所以不報謝者、以為小礼無所用」②神仏に報恩感謝すること。神仏への報恩の意味で慈善を施すこと。仏事を修した僧や巡礼に布施物を与えること。*正法眼蔵「袈裟功德」祖師、伝法の深恩、ね

26 33 『日本国語大辞典』(小学館)

34

御用木 (こようぼく)

広島藩は、元禄十四年(一七〇二)御用木制度を設けた。この制は松・榎・杉・松・栗・梅・楠等を御用木(種類は時代によって多少の異動あり)に指定し、たとえ農民の所持・利用に委ねられた林野であっても、無断伐採は禁じられた。なお、「御帖付木数人名帳」に樹種・本数・持主を登録させ、風折・枯木になったときは藩に届出、検査後払い下げになり、また伐り跡には御用木の植栽を義務づけた。(県一)

金岡照『広島藩における近世用語の概説』(六訂版)

(表紙)

甲第五百四十八号	沼田郡 八木村 長谷場
土 天保三年	
木十七	
八木村旧記諸控帳	
辰正月改	
文久三年迄	

P 1

一 八木村庄屋東平天保二卯十月九日病死に付き、翌十日御注進書き付け差し出す。

一 割庄屋中調子村庄屋文左衛門へ右同日八木村当分庄屋仰せ付けらる。

P 2

天保三辰六月

百姓伝八へ長百姓申し談じ書き付け
申し談じ

一

伝 八

御自分儀長百姓 (おさびやくしやう) 申し談じ候間、都 (すぐ) て村用の儀人力相勤めらるべく候。以上。

辰六月朔日	当分庄屋
	文左衛門
	庄屋格与頭
	忠左衛門

P 3

与頭	武三郎
同	六兵衛

天保三辰七月

雨乞い御祈祷願い書

沼田郡八木村五穀成就・雨乞い御祈祷の儀お届け書き付け

沼田郡

覚

八木村

一 近来照り続き、田方天水 (てんすい) 請けの場所は最早水涸 (か) れ、稻毛枯れ凋 (しぼ) み

P 4

候のみならず、臯方諸作共大いに旱損に及び候に付き、雨乞い御祈祷の儀惣百姓共より願い出申し候。之れに仍 (よ) り去る十六日より昨十八日迄氏神社に於て五穀成就御祈祷執行仕り候らざるも、御感応 (かんのう) の神顯 (みくじ) 相下り申さず候に付き、猶又先例の趣を以て社人中始め、并 (なら) びに役人。

長百姓共及び百姓共迄明日より龍王社へ登山、五穀成就。

雨乞い御祈禱執行取り計らい度く存じ奉り候間、此の段お聞き届け

置かせられ下され候様願ひ上げ奉り候。猶諸入用の儀は定数免の内にて

お定め銀を以て取り計らい申すべく候。依て右の趣お届けの為め書き付けを以て

P 5

御注進申し上げ奉り候。以上。

辰七月十九日

当分庄屋
文左衛門
庄屋格与頭
忠左衛門
与頭
武三郎
同
六兵衛

沼田郡

お役所

三天保三辰八月

右に付き願解き (がんぼじき) お届け書き付け

P 6

沼田郡八木村五穀成就御祈禱願解きの儀に付きお届け書き付け

沼田郡

覚

八木村

一当夏以来数日照り続き出水請け、稲毛は勿論、畠作等早

損に及び候に付き、百姓共願ひの趣を以て先達てお届け申し上げ候通り当村

龍王社に於て百八燈の立願を以て五穀成就・雨乞い御祈禱

修行取り計らい候処、御靈験を蒙り候段一統大悦存じ奉り候。之れに仍り来たる

十二日願解きの為め社内に於てお湯立て取り計らい、百八燈の灯を捧げ

申し度く存じ奉り候間、此の段お聞き込み置かせられ下さるべく候。右龍王社

P 7

の儀は当村蛇 (あぶ) 山の中央以上に御座候故、数多の灯自然

御城下表へ見え渡り、お怪み候儀も計り難きに付き、右の趣お届け

申し上げ奉り候間、此の段御承知置かせられ遣わされ度く存じ奉り候。仍て書き付け

差し上げ申し候。以上。

辰八月十日

当分庄屋
文左衛門
庄屋格与頭
忠左衛門
与頭
武三郎
同
六兵衛

P 8

沼田郡

お役所

四天保三辰九月

高田郡の者病人送り状

覚

御当国高田郡上小原(かみおぼろ)村百姓

久七

五十才

所持の品

さんえ(三衣)箱 一つ

P 9

弁当骨柳(こり) 一つ

白米 二合計り

ぶくろ 一つ

藁笠

往来手形

べ * (付紙)

* (付紙)

右の人諸国神社仏閣巡拝の為め
去る何の年生所罷り出で、帰路の
所当村ニおいて病氣付き、之れに依り
役人共申し談じ療用相加え、快方には
候らえ共、歩行難義に付き生所何右衛門
所迄送り届け呉れ候様相頼まれ候に付き
当所

支配の御役方へお伺い、お差函の上
当所より送り出し申し候間、お受け取り、
猶御心添えられお送り届け成らるべしと
存じ候 以上

年号

庄屋

月日

与頭

右の人当所にて病氣に付き役人共申し談じ、療用
相加え、快方には候らえども歩行相成り難く、御当領高田郡

P 10

上小原村自分宅迄送り届け呉れ候様相頼まれ候に付き、

例の趣を以て当所より送り出し候間、猶御心(みこころ)を添えられ、
順々お送り届け成らるべくと存じ候。以上。

御当国沼田郡八木村庄屋

辰九月廿四日

文左衛門

所々

お役人中

P 11

五天保三辰十月

座頭・盲女居え扶持米(すえぶちまい)仕出し書御改正お請け書

覚

沼田郡

一当村々座頭・盲女居え扶持米仕出し書中興以来毎月

組合限り差し出し来たり申し候処、左候ては定通し同前の品物

月々飛脚立て等の失墜、永久村毎(ごと)不益の至りに付き、当

十一月分より相改め、毎月仕出し書差し出し候儀相止め、自今

村々に於て座頭・盲女共増し欠け、これ有る節は其の月限り早速其の段

組合限り各々様迄申し出候迄にてお済ませ下さるべき旨御心を添えられ、

P 12

御省略お取り計らい下され候段有り難く存し奉り候。然る上は向後座頭。
盲女共増減これ有る節は、其の月限り少しも失念無く、其の段
書き付けを以て組合限り各々様迄申し上ぐべく候。猶後役へも其の段申し
送り仕り、毛頭等閑（なおよざり）の取り計らい仕るましく候。万一も相違の取り行い
仕り候においては如何体（いかてい）御沙汰御座候共免口（とこう）申し上ぐ分御座無く候。
仍て村々連名お請け書差し出し申し候。以上。

天保三年

江波村より高瀬村迄三十一ヶ村

辰十月

庄屋
組頭 共

P 1 3

割庄屋

直三郎殿

同

文左衛門殿

同

甚右衛門殿

同

吉左衛門殿

六天保三辰十月

草田共お年貢米取り計らい方お答え書き付け

沼田郡八木村草田共お年貢米お蔵払い取り計らい方の儀お答え書き付け

沼田郡

覚

八木村

一草田共お年貢米お蔵払い取り計らい方仕来たりの儀お尋ねの趣

P 1 4

畏（かしこ）み奉り候。当村草田共御納所（なつしよ）の儀は、卓方は勿論銀納取り立てに
仕り、田方は有り米取り立てに仕り候らえども、元来草田共においては在家（ざいけ）
御進廻りを以て糊口（ここう）相凌ぎ候心得に罷り在り、専ら農業仕り候ものは
御座無し。尤も中には農業相兼ね候者共御座候ても、是等取り立て米は
至つて纏かの儀に御座候故、村内にて売り払い、其の代銀を以て郡内田勝らの
御給知村より融通買入れ米取り計らい、村辻受けにして、村辻にて唱え来たりの
百姓仮名（けみよう）角三と申す名前を以てお蔵払い取り計らい来たり申し候。勿論御大切
成る貢（みつぎ）の儀に御座候故、曾（かつ）て穢（けが）れがましき取り計らい仕り候儀は一向
御座無く候。

P 1 5

右お尋ねに付き此の段書き付けを以て申し上げ候。以上。

辰十月

庄屋
文左衛門
庄屋格与頭
忠左衛門
与頭
武三郎

同

六兵衛

組合割庄屋

文左衛門殿

七天保三辰閏十二月

流失御用材木狼藉筋の儀に付き
鳴る郷百姓共しらへ書き付け

P 16

鳴る郷

沼田郡八木村流失御用材木狼藉筋の儀おしらへに付き口上書 百姓共

沼田郡

覚

八木村

一先月廿三日出水に付き当村鳴る辺において御用材木四五本取り留め、既に
割り砕き候者之れ有る趣、お山方に於てお聞きに及ばさせられ候趣を以て、私共
儀は鳴る郷に在住罷り在り候に付きお呼び出し、段々稠(ぎひ)しくお調べの趣畏み奉り候。
右流失の御用材木取り留め候者は勿論、見聞に及び候ものも一向
御座無し。尤も金右衛門儀先月廿六七日頃用事之れ有り。可部辺へ参り、
帰りの節今井田村あら下と申す所より自分の持船にて当村下も

P 17

鳴るへ棹渡り申し候処、同所敷下川岸に長さ凡そ貳三尺計り之れ有る片そげ(削げ)
にて古木体の切れ木流れ懸り居り申し候に付き、何心なく拾い帰り、薪に打ち割り、
此れだけ大束走把位の儀其の儘家妻に積み置き之れ有るを、当月初め頃
山県郡加計村筏乗り平八・林蔵と申すもの見当り、御用材木の由を以て
右割り木の内お極印(ごくいん)之れ有る分三割れ撰び出し、六右衛門へ預け置き申し候段
申し出仕り候。就ては割り木の木柄得(とく)とお見合わせ下され候通り、栗角にて、
右預け置き候三割れにお極印等らしき跡幽(かす)かに相見え申し候らえども、勿論お極印
付き御用材木に貳三尺計りの切れ木之れ有るべき様御座無く候に付き、自然差し留め

P 18

材木小切れにして薪に打ち砕き候儀其には之れ無きやの旨御不審思し召され、
不意に御出浮、金右衛門宅廻りは勿論、鳴る郷綿密にお見しらへ下され
候らえども、少しも不審体の儀之れ無き段はお見届け下され候通りに御座候。本人金右衛門に
おいてはお極印付きの御用材木薪に打ち割り候段大いに恐れ入り奉り、右流れ
材木取り留め置き候もの投げ出し申さず候ては身前潔白相立ち難き儀と存し奉り、
其れ以来金右衛門は申すに及ばず、私共俱々(ともども)村内川筋は勿論、川向い村々共
何となく聞き探り見申し候らえども、今以て一向手懸り筋出来申さず候。然れ共
金右衛門儀は平常至つて実体にて、右体(てい)不正筋等取り行い候者

P 19

には曾(かつ)て御座無く候処、右拾い取り候木柄は古木体(てい)に相見え候故、お
極印に心付き仕らず、迂闊(うかつ)に取り帰り、薪に打ち割り候儀相違も御座有るまじき
様相考えられ候に付き、同人において御用材木取り留め、右体の所為(しよい)に及び申さざる段は
私共きつとお請け合い申し上げ候間、何卒(なにとぞ)此の度の儀は格別の御憐愍
を以て御内々お聞き済まし成し遣わさせられ下され候らわば、当年初め私共一同千方

有り難き仕合せに存し奉るべく候。然る上は今度の御恩義御報謝の為め目今
洪水の節流れ材木鳴る辺初め、川向い村々川岸へ流れ懸り候らわば、
私共一統心を附け、紛失仕らず候様手堅く取り計らい申すべく候間、幾重

P 20

にも此の度の儀は御内分お取り行いに至り候様、宜しくお歎き仰せ上げられ下され候様
千万厚く歎き上げ奉り候。仍て右おしらべに付き有り体口上書を以て
申し上げ奉り候。以上。

辰閏十一月

鳴る目姓

金右衛門

同

六右衛門

同

甚八

同

三右衛門

同

丹藏

庄屋

文左衛門殿

庄屋格字頭

忠左衛門殿

与頭

武三郎殿

同

六兵衛殿

5117

令和四年九月資料(七月分後追い...?)

村上家乗安政二年十二月廿一日〜十二月廿九日

済みません。いつもの一、二、ともに忘れてしまいました。

三、報告・お知らせ

◇ 十月例会は、十月八日 (第2土曜日) 午後一時半方

於第一・第二研修室です。第二研修室黒板を前とします。

当日の会場当番は、A3班及びB4班です。

十一月例会は、十一月十二日(第2土曜日)です。

十二月例会は、十二月三日(第1土曜日)です。

◇ 来月(十月)は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

***** 萬津箱 ***** (余談) *****

八木地区の新旧地図を下及び裏面に載せます。参考にしてください。

この八木地区が土砂災害に見舞われて、今年八月廿日で八年、当時のヤホーニュースに裏面「芸藩通志絵図」にある浄楽寺の記事が有りました。

八木地区がかつて「八木蛇落地悪谷(やぎじやらくじあしたに)」と呼ばれていたことは、災害発生から約一週間後の8月26日、フジテレビの情報番組「とくダネー」が伝えて反響を呼びました。番組で証言していた地元の浄楽寺に確認すると、十三年前に亡くなった前任職の桐原慈孝さんが、山にすんでいた大蛇の首を戦国時代の八木城主が刀で切り落として退治したという「蛇落地伝説」を語り継ぎ、1976(昭和51)年に八木小学校の創立100周年記念誌に書き残したそうです。地元にはこの伝説を基にしたとみられる「蛇王池(じゃおういけ)」の碑が建てられています。また、昭和60年代までは「上薬地」という地名が古地図にも残っていて、「蛇落地」が転じたと考えられるというのです。

(当時の災害の記憶を何とか後世に残そうとしたのでしよう!)

十一
六
八
八



地理家地図

石見路

二八五

ヨコワタシ

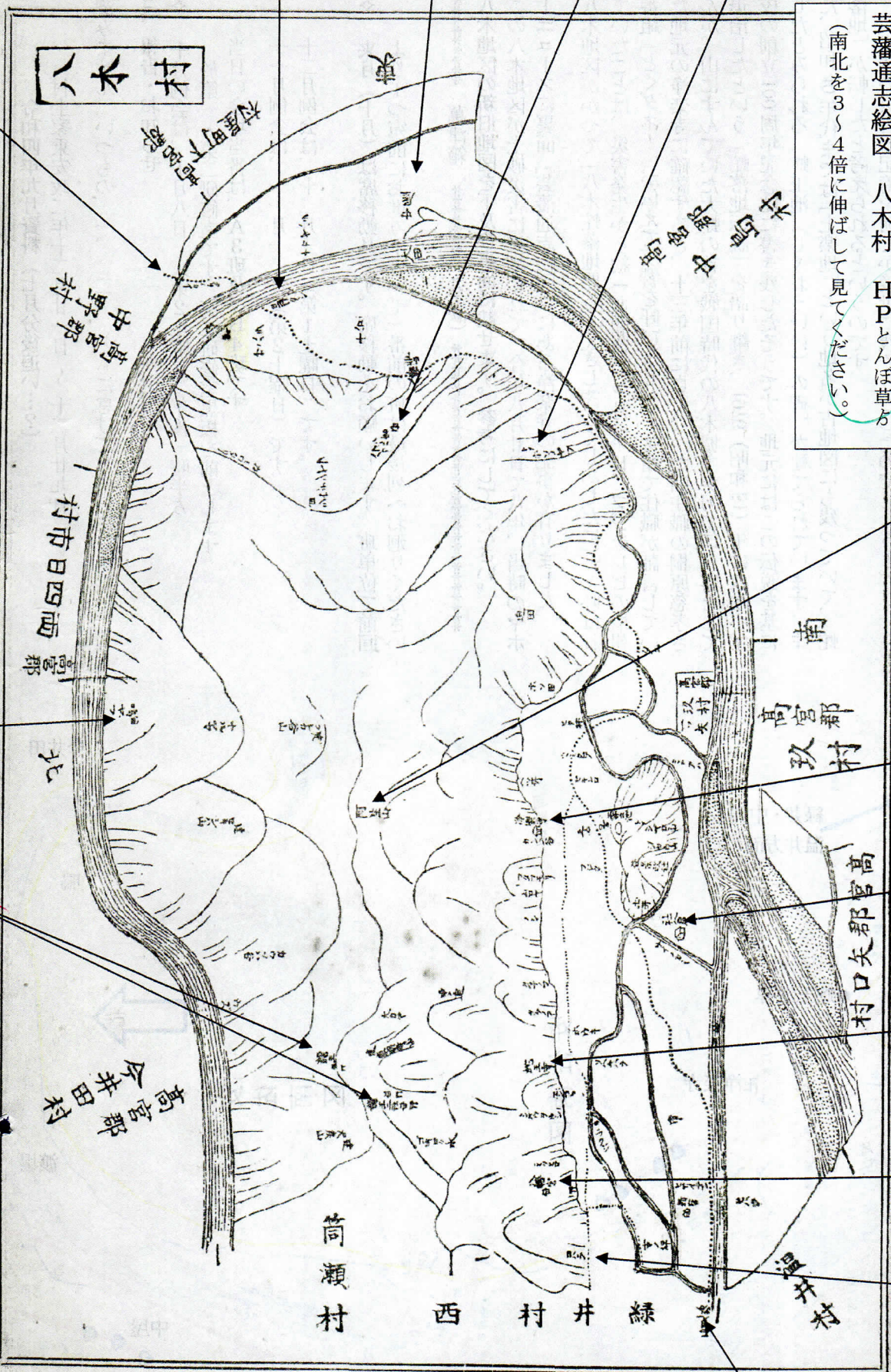
中屋

八幡古宮

ホソノ

八木村

芸藩通志絵図 八木村 HPとんぼ草方
 (南北を3〜4倍に伸ばして見てください。)



阿生山

南

高宮郡 玖村

浄楽寺

社倉

高宮郡 矢口村

蛇王寺

八幡宮

コハラ

筒瀬村

西村井 緑井

温井

石見路

北

村市日四面

高野村

村屋町下地

東

蛇王寺

四十回湯平御擧

龍王

鳴ヤブ

四 天保三辰九月

高田郡之者病人送状

覚

御当国高田郡上小原村百姓
久七
五十才

所持之品

さん盆箱 巻つ

P 9

弁当骨柳 巻つ

白米 式合計り

ふくろ 巻つ

蓑笠

往来手形

* (付紙)

右之人当所ニ而病氣ニ付役人共申談、療用
相加、快方ニ候得共歩行難相成、御当領高田郡

P 10

上小原村自分宅迄送り届具候様被相頼候ニ付、
例之趣を以当所方送り出シ候間、猶被添御心、
順々御送届可被成与存候、以上

御当国沼田郡八木村庄屋

辰九月廿四日

文左衛門

所々

御役人中

P 11

五 天保三辰十月

座頭・盲女居扶持米仕出シ書御改正御請書

覚

沼田郡

一 当村々座頭・盲女居扶持米仕出シ書中興以來毎月
組合限り差出来り申候処、左候而ハ定通シ同前之品物
月々飛脚立等之失墜、永久村毎不益之至ニ付、当
十一月分方相改、毎月仕出シ書差出シ候儀相止メ、自今
於村々座頭・盲女共増欠有之節ハ其月限り早速其段
組合限り各様迄申出候迄ニ而御済可被下旨被添御心、

P 12

御省略御取計被下候段難有奉存候、然ル上者向後座頭、
盲女共増減有之節ハ、其月限り少も無失念、其段

* 右之人諸国神社仏閣為巡拜

去ル何之年生所罷出、帰路之

所当村ニおゐて病氣附、依之

役人共申談療用相加へ、快方ニハ

候へ共、歩行難義ニ付生所何右衛門

所迄送り届け具候様被相頼候ニ付、当所

支配之御役方へ御伺ひ、御差函之上

当所方送り出し申候間、御受取、

猶御心被添御送り届可被成与存候、以上

年号

庄屋

月日

与頭

書附を以組合限り各様迄可申上候、猶後役江も其段申
送り仕、毛頭等閑之取計仕間敷候、万一も相違之取引
仕候ニおゐてハ如何体御沙汰御座候共、元口申上分無御座候、
仍而村々連名御請書差出申候、以上

天保三年

江波村方簡瀬村迄三十卷ケ村

辰十月

庄屋
組頭 共

P 13

割庄屋
直三郎殿
同 文左衛門殿
同 甚右衛門殿
同 吉左衛門殿

六天保三辰十月

草田共御年貢米取計方御答書附

沼田郡八木村草田共御年貢米御蔵取計方之儀御答書付
覚 沼田郡八木村

一草田共御年貢米御蔵取計方仕来り之儀御尋之趣

P 14

奉畏候、当村草田共御納所之儀ハ、皇方ハ勿論銀納取立ニ
仕、田方ハ有米取立ニ仕候得共、元来草田共ニおゐてハ在家
御進廻りを以糊口相凌候心得ニ罷在、専農業仕候ものハ
無御座、尤中ニハ農業相兼候者共御座候而も、是等取立米ハ
至而纏之儀ニ御座候故、村内ニ而売払、其代銀を以郡内田勝之
御給知村方融通買入米取計、村辻受ニヌ、村辻ニ而唱来り之
百姓仮名色ニと申名前を以御蔵取計来り申候、勿論御大切
成ル貢之儀ニ御座候故、曾而穢ケ間敷取計仕候儀ハ一向無御座候

P 15

右御尋ニ付此段書附を以申上候、以上

辰十月

庄屋
文左衛門
庄屋格与頭
忠左衛門
与頭
武三郎
同 六兵衛

組合割庄屋
文左衛門殿

七天保三辰閏十一月

流矢御用材木狼藉筋之儀ニ付
鳴ル郷百姓共しらへ書附

(兼紙)

甲第五百四十八号

十 天保三年

木十七

八木村旧記諸控帳

辰正月改

文久三亥年迄

沼田郡
八木村
百段後場

P 1

一 八木村庄屋東平天保二卯十月九日病死三付、翌十日御注進書付差出ス

一 割庄屋中調子村庄屋文左衛門へ右同日八木村当分庄屋被仰付

P 2

杓 天保三辰六月

百姓伝八江長百姓申談書附
申談

一 御自分儀長百姓申談候間、都而村用之儀入力
可被相勤候、以上
辰六月朔日
当分庄屋 文左衛門
庄屋格与頭 忠左衛門

P 3

与頭 武三郎
同 六兵衛

式 天保三辰七月

雨乞御祈禱願書

沼田郡八木村五穀成就・雨乞御祈禱之儀御届書附
覚 沼田郡 八木村

一 近來照続、田方天水請之場所へ最早水潤し、稻毛枯凋し

P 4

候のミならず、皇方諸作共大二及旱損候三付、雨乞御祈

禱之儀惣百姓共願出申候、仍之去ル十六日方昨十八日迄於
 氏神社五穀成就御祈禱執行仕候得共、御感忘之神圖
 相下り不申候三付、猶又先例之趣を以社人中始、并役人。
 長百姓共及百姓共迄明日方龍王社江登山、五穀成就。
 雨乞御祈禱執行取計度奉存候間、此段御聞届被為
 置被下候様奉願上候、猶諸人用之儀ハ定教免之内ニ而
 御定銀を以取計可申候、依而右之趣為御届書附を以

P 5

御注進奉申上候、以上

辰七月十九日

当分庄屋
 庄屋格与頭 文左衛門
 与頭 忠左衛門
 同 武三郎
 六兵衛

沼田郡
御役所

三天保三辰八月

右二付願解御届書附

P 6

沼田郡八木村五穀成就御祈禱願解之儀二付御届書附

覚 沼田郡八木村

一当夏以来数日照続出水請、稻毛ハ勿論、島作等及旱
 損候三付、百姓共願之趣を以先達而御届申上候通り当村
 於龍王社百人燈之立願を以五穀成就、雨乞御祈禱
 修業取計候処、蒙御靈驗候段一統大悦奉存候、仍之来ル
 十二日為願解於社内御湯立取計、百人燈之灯を捧ケ
 申度奉存候間、此段御聞込被為置可被下候、右龍王社

P 7

之儀ハ当村蛇山之中央以上三御座候故、数多之灯自然
 御城下表江見ハ渡り、御怪之候儀も難計三付、右之趣御届
 奉申上候間、此段御承知被為置被遣度奉存候、仍而書附
 差上申候、以上

辰七月十九日

当分庄屋
 庄屋格与頭 文左衛門
 与頭 忠左衛門
 同 武三郎
 六兵衛

沼田郡
御役所

P 16

沼田郡八木村流失御用材木狼藉筋之儀御しらへ二付口上書 鳴ル郷 百姓共
覚 沼田郡 八木村

一先月廿三日出水二付当村鳴ル辺ニおゐて御用材木四五本取留メ、既
割碎キ候者有之趣、於御山方被為及御聞候趣を以、私共
儀ハ鳴ル郷ニ在住罷在候ニ付御呼出シ、段々稠敷御しらへ之趣奉畏候、
右流失之御用材木取留メ候者ハ勿論、及見聞及候ものも一向無
御座、尤金右衛門儀先月廿六七日頃用事有之、可部辺江参り、
帰り之節今井田村あら下々と申所る自分之持船二而当村下モ

P 17

鳴ル江棹渡り申候処、同所敷下々川岸ニ長凡式三尺計り有之片そけ
二而古木体之切レ木流懸り居申候ニ付、何心なく拾ひ帰り、薪二打割、
此だけ大束巻把位之儀其儘家妻ニ積置有之を、当月初頃
山県郡加計村筏乗平八・林藏と申もの見当り、御用材木之由を以
右割木之内御極印有之分三割レ撰出シ、六右衛門江預置申候段
申出仕候、就而ハ割木之木柄得斗御見合せ被下候通、栗角二而、
右預ケ置候三割レニ御極印等敷跡幽ニ相見へ申候得共、勿論御極印
附御用材木ニ式三尺計り之切レ木可有之様無御座候ニ付、自然差留メ

P 18

材木小切レニノ薪二打碎キ候儀共ニハ無之哉之旨御不審被思召、
不意ニ御出浮、金右衛門宅廻りハ勿論、鳴ル郷綿密ニ御見しらへ被下
候得共、少も不審体之儀無之段ハ御見届被下候通ニ御座候、本人金右衛門ニ
おゐてハ御極印附之御用材木薪二打割候段大ニ奉恐入、右流レ
材木取留置候もの投出シ不申候而ハ身前潔白難相立儀と奉存、
其以来金右衛門ハ不申及、私共俱々村内川筋ハ勿論、川向イ村々共
何となく聞探り見申候得共、以今一向手懸り筋出来不申候、然レ共
金右衛門儀者平常至而実体二而、右体不正筋等取行ひ候者

P 19

ニハ曾而無御座候処、右拾ひ取候木柄ハ古木体ニ相見へ候故、御
極印ニ心附不仕、迂闊ニ取帰り、薪二打割候儀相違も有御座間敷
様被相考候ニ付、同人ニおゐて御用材木取留メ、右体之及所為不申段ハ
私共急度御請合申上候間、何与卒此度之儀ハ格別之御憐愍
を以御内々聞濟被為成遣被下候ハ、当人初メ私共一同千万
難有仕合ニ可奉存候、然ル上者今度之御恩義為御報謝自今
洪水之節流材木鳴ル辺初メ、川向イ村々川岸江流懸り候ハ、
私共一統心を附、紛失不仕候様手堅ク取計可申候間、幾重

P 20

二も此度之儀着御内分御取引三至候様、宜御歎被仰上被下候様
千万厚奉敷上候、仍而右御しらへ三付有体口上書を以奉
申上候、以上

辰閏十一月

鳴少百姓

同

金右衛門

同

六右衛門

同

甚八

同

三右衛門

丹藏

庄屋

文左衛門殿

庄屋格与頭

忠左衛門殿

与頭

武三郎殿

同

六兵衛殿